

公益社団法人日本近代五種協会
スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>組織運営に関する中長期基本計画は、2021年3月までに策定することを令和2年度第2回理事会（令和2年9月5日開催）において協議（理事会毎に基本計画策定の方針を協議）確認し、2020年度第3回理事会（令和2年12月開催）又は第4回理事会（令和3年3月開催）において承認し、実施し協会HPにおいて公開。</p> <p>【中長期基本計画の基本方針（5つの柱）として】</p> <p>①オリンピック競技大会でのメダル獲得など国際大会で活躍する選手の強化推進 ②近代3種大会等開催による競技普及活動の推進による競技人口の増加 ③広報活動の推進による競技認知度の向上及び会員数の増加 ④安定した財政基盤の確立 ⑤不祥事案の防止に向けたガバナンス強化を軸に組織運営を進める。</p>	1 組織運営の中長期基本計画 2 令和2年度第2回理事会議事録
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>現在、当協会において有償で勤務しているのは、事務局員の3人のみである。人材の採用に関しては組織運営に関する中長期基本計画の中で示しHPで公表している。</p> <p>又、職員の育成に関しては、事務局規定の改訂を行い、JOC、JSC、NF支援センター等が主催する研修会等に参加することを義務付けた。</p>	1 組織運営の中長期基本計画 2 会則 第10章第42条 3 事務局規定 第2章第3条
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>本協会では、平成28年4月に財政基盤を確保するための債務超過解消に向けた計画書を策定し、その結果平成30年度決算において債務超過が解消された。今後の計画については、会計年度ごとの詳細な予算書を作成するなど、運営に関する中長期基本計画及び財務に関する中長期計画において公表している</p> <p>○財務に関する中長期計画を策定し、公表している</p> <p>○毎年度3月の理事会において事業計画と収支予算を精査し、当期経常増減額を審議している</p> <p>○毎年度6月の理事会において事業報告と収支決算を審議、大規模な事業を実施年については、その都度理事会において事業ごとの収支を慎重に審議している</p> <p>○毎年度上半期終了時点での途中決算検証を実施し、理事会において協議・審議している</p> <p>○財務諸表関係書類を協会HPで公表している</p>	1 組織運営の中長期基本計画 2 財務に関する中長期計画 3 債務超過改善計画書 4 令和元年度第3回理事会議事録 5 令和2年度第3回理事会議事録（途中検証）

公益社団法人日本近代五種協会
スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	令和3年6月の理事会及び総会において定款、定款運営規則等を改訂し、「組織運営に関する中長期基本計画」の中で令和5年6月までに外部理事40%、女性理事20%、令和7年6月までに外部理事40%、女性理事40%の目標割合を明記している。 ※令和6年6月現在、外部理事43%、女性理事約14% 役員候補者選考委員会運営規則を策定し、役員推薦基準の中で外部理事及び女性理事の推薦について明記している。組織運営に関する中長期基本計画の中で明らかにしていく。	1 組織運営の中長期基本計画 2 定款 第6章第27条 3 定款運営規則 第4条 4 役員名簿 4 会則 第4章第15条 (※2,3,4は、令和3年総会において改訂の予定)
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当協会には、評議員会を設置しておらず、該当しない。	

公益社団法人日本近代五種協会
スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方法を講じること	アスリート委員会は設置していなかったが、中長期基本計画のとおり令和3年度第一回理事会及び総会においてアスリート委員会を設置し、運用を開始している。 アスリート委員会運営規則の中で、同委員会の意見が競技力強化委員会会議に反映されることが明示されている。更に各委員長は理事会への出席が認められているのでアスリートの意見が競技力強化委員長又はアスリート委員長を通じて、NFの組織運営会議等に反映されるシステムとなっている。	1 組織運営の中長期基本計画 2 会則 3 委員会運営規則
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	理事会は、適正な規模としており、実効性が確保のため各専門委員長や有識者等幅広く理事に登用している。規程等に不備等あれば今後会則等を整備していく。 ○理事会の開催は、効率性を勘案し年間4回を基本として開催している ○各専門委員会会議を2ヶ月に一回、専門委員長会議を四半期に一回の開催を決めており、専門委員会での協議事項等を理事会において協議・決定するような体制を確立している。	1 定款第6章第23条 2 会則（役員規則） 3 専門委員会規則第4条第6条 4 会長通知（専門委員会開催について）
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	定款及び定款運営規則を改訂し、就任時の年齢を設けた。 ○定款運営規則等において就任時の年齢を70歳未満、定年の年齢を70歳と明記している。 ○役員（理事及び専門委員長等）就任時又は再任時の年齢制限を設け、体制の新陳代謝を図るシステムを構築している。	1 組織運営の中長期基本計画 2 定款第6章第27条 3 定款運営規則第4条 4 会則第4章第15条

公益社団法人日本近代五種協会
スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	組織運営の中長期計画のとおり、定款及び定款運営規則を改訂し、理事の在任期間及び在任回数に制限を設け運用している。	1 組織運営の中長期基本計画 2 定款第6章第27条 3 定款運営規則第4条 4 会則第4章第18条
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 ※2つの例外措置	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	「組織運営に関する中長期基本計画」に則り、令和4年度第1回理事会及び総会において、役員候補者選考委員会を設置した。役員候補者選考委員には弁護士等の有識者を配置している。令和5年度の役員改選においては、役員候補者選考委員会を招集、開催され理事及び監事候補者の選考が行われ理事会に提出された。	1 組織運営の中長期基本計画 2 定款第6章第24条 3 会則第4章第14条 4 役員候補者選考委員会運営規則
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	役職員を適用対象とした法令遵守等の規程については、会則・倫理規程・就業規則・事務局規定等において整備されているが、不備等あれば訂正していく。	1 会則第4章第19条 2 倫理規程第4条 3 就業規則第25条及び26条 4 事務局規定第2章第3条

公益社団法人日本近代五種協会
スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	本協会既存の各規程を整備し、不備等あれば改訂していく	1 協会HP 2 定款 3 会則 3 専門委員会運営規則 4 監事規程 5 事務局規定
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	本協会既存の各規程を整備し、不備等あれば改訂していく	1 定款 2 会則 3 定款運営規則 4 個人情報保護方針
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	本協会既存の謝金規程を整備し、令和3年度第一回理事会及び総会において謝金規程の改訂を実施した。また役員・職員の報酬等及び費用に関する規程についても随時見直しを行い不備等あれば改訂していく	1 定款第6章第29条 2 会則第4章第20条 3 就業規則第6章第35条 4 賃金規定 5 役員の報酬等に関する規程 6 謝金規程 7 令和3年度第一回理事会議事録
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	本協会既存の寄附金等取扱規程について、文言等に不備が確認されたので、組織運営に関する中長期基本計画に則り、令和3年度第一回理事会及び総会において寄附金等取扱規程を改訂した。その他法人の財産に関する規程等の見直しを随時行い、不備等あれば改訂していく。	1 組織運営に関する中長期基本計画協会 2 HP 3 経理会計規程 4 寄附金等取扱規定

公益社団法人日本近代五種協会
スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	協賛企業（寄附）の規程などを整備し、令和3年度第一回理事会及び総会において寄附金取扱規程を改訂し、協会HPに開示している。今後も随時見直しを実施し、実務に即した規程等の整備をしていく	1 協会HP 2 会則 3 寄附金取扱規程 4 令和3年度理事会議事録
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	代表選手の公平かつ合理的な選考については、競技力強化委員会で作成した選考基準等を選手選考委員会を経て、理事会等で承認を得たのち協会ホームページで公開したり、各種大会やランキングマッチ等のコーチ会議において説明し、開示示達している。 選手の権利保護規程を設置し運用を開始している。	1 協会HP 2 令和2年第3回理事会議事録 3 強化委員会議事録 4 競技力強化委員会運営規則 5 選手の権利保護規程
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員の選考に関しては、審判委員会において協議し決定している。 組織運営の中長期基本計画に則り、令和2年12月理事会において ○審判委員会運営規則を改正し、審判員の選考に関する基準を明記した ○審判員の選考についての基準と協会承認について明記した	1 組織運営の中長期基本計画 2 審判委員会運営規則 3 審判委員規程
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	顧問弁護士とは当協会顧問弁護士としての就任承諾書を取り交わし、経理関係については、公認会計士と契約を結んでおり、各種相談事案等の内容に応じて問い合わせできる体制となっている。	1 顧問弁護士、公認会計士との業務委託契約

公益社団法人日本近代五種協会
スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンス委員会の名称で委員会は設置していないが、その役割は、総務委員会及び倫理委員会が担い運営している。 令和4年12月の理事会において総務委員会運営規則及び倫理委員会運営規則を改訂し、両委員会の役割及び権限を明確にした。	1 総務委員会運営規則 2 倫理委員会運営規則 3 倫理規程 4 倫理委員会議事録
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	総務委員会及び倫理委員会がコンプライアンス委員会の役割をになっているので、特に倫理委員会の構成員には弁護士等の学識経験者等の有識者を配置している。	1 組織運営の中長期基本計画
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	本協会では、理事会の中において、「勉強会」の時間を設け、ガバナンス及びコンプライアンスに関連する教育を毎理事会実施している。	1 理事会議題及び議事録 2 「勉強会」開催の会長通達
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	指導者及び選手には、強化合宿時においてコンプライアンス教育の時間を設け実施している。又アンチドーピング等の講習についても当協会アンチドーピング委員会を中心に企画し国内ランキングマッチ等の各種大会時に教育を実施している。 ○コンプライアンス教育の時間に倫理規程を周知する	1 各強化合宿実施報告書等 2 倫理規程 3 競技力強化委員会議事録

公益社団法人日本近代五種協会
スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判員に対して審判講習を実施しているがコンプライアンス教育は実施していなかったが、組織運営の中長期基本計画に則り、審判委員会運営規則を改訂し、令和3年度からは審判員向けのコンプライアンス教育を毎年実施している。	1 組織運営の中長期基本計画 2 審判委員会運営規則 3 審判委員規程
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	会計事務所と契約し、税務及び会計の適正処理のアドバイスを受けている。 また、法律関係等についても顧問弁護士と契約し、ガバナンスの整備など様々な指導助言を受けられるような体制としている。	顧問弁護士及び公認会計士との業務委託契約
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	公認会計士と契約し、税務及び会計の適正処理を行っている。	
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金等に関しては、当該要綱などの定めに沿って適正に処理している。 また、法令及びガイドライン等の遵守が確実にいえるようJOC・JSC・NFセンター等が開催している説明会等に出席を義務付け（就業規則及び事務局規定）し、適正な手続きを行っている。	1 就業規則第4章第26条 2 事務局規定第2章第3条

公益社団法人日本近代五種協会
スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	財務情報等については、本協会ホームページにおいて公開している。又本協会事務局において閲覧できるように整備している。	1 本協会HP 2 令和元年度事業報告書・収支決算書 3 令和2年度事業計画書・収支予算書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考基準等については、本協会ホームページにおいて開示している。	1 本協会HP 2 選手選考基準
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況については、本協会ホームページに当自己説明及び公表内容シートを開示し、更には組織運営の中長期計画を開示していくこととしている。	1 本協会HP 2 全規程等
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	役職員、選手、指導者等とNFとの間に利益相反が生じないよう、定款及び倫理規程等則り業務管理している。また、令和3年度第一回理事会及び総会において利益相反管理規程を策定し運用している。	1 本協会HP 2 倫理規程 3 利益相反管理規程

公益社団法人日本近代五種協会
スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	本協会において、利益相反ポリシーは策定していなかったが、令和3年度第一回理事会及び総会において利益相反管理規程を策定し、同規程内に利益相反に関する基本理念や方針について明記している。	1 本協会HP 2 倫理規程 3 利益相反管理規程
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	当協会では、相談窓口を設置し運用している。相談窓口については、当協会HPで運用している。 令和4年度第4回理事会において通報制度運用に関する通報規程を設置し、運用を開始している。	1 組織運営の中長期基本計画 2 倫理規程第5条 3 協会HP
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	同上	
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	懲罰制度は、規程で定めており今後制度に不備がないかなどの検証等整備を行い、理事会承認の後ホームページ等で公開していく。	1 倫理規程第6条 2 本協会HP
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	現在は、倫理規程の中で懲罰基準を明記し、懲罰対象事案が発生した場合には、総務委員会及び倫理委員会においてその処分を検討し、顧問弁護士の助言を踏まえ、理事会において協議することとしている。	1 会則 2 倫理規程

公益社団法人日本近代五種協会
スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	日本スポーツ仲裁機構に係る案件については、定款運営規則第9条仲裁裁定の中で明記されている。また、被処分者に対しても日本スポーツ仲裁機構が利用可能であることを倫理規程内で定めている。	1 定款運営規則第9条 2 倫理規程第7条
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	倫理規程第7条の中で、被処分者に対してスポーツ仲裁が利用可能であることを通知することを明記している。	1 倫理規程第7条 2 本協会HP
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	本協会には、危機管理マニュアル等が策定されていなかったが、組織運営の中長期基本計画に則り、令和3年度第一回理事会及び総会において危機管理ガイドライン及び首都直下地震等対策ガイドラインを新設し、運用を開始している。 また、今後も組織運営の中長期基本計画の中で検証を行い、体制及び規程等に不備があれば更新していく。	1 組織運営の中長期基本計画 2 危機管理ガイドライン 3 首都直下型地震等ガイドライン 4 情報システムの緊急事態における行動指針
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	不祥事案等が発生した場合には、総務委員会及び倫理委員会において対応することとなっているが、組織運営の中長期基本計画に則り、令和3年6月の理事会総会において危機管理ガイドラインを策定し、事象発生時の対応担当者や任務分担、対応方針について調査体制を構築した。 尚、過去4年間に於いて不祥事案は発生していない。	1 組織運営の中長期基本計画 2 総務委員会運営規則 3 危機管理ガイドライン 4 倫理委員会運営規則

公益社団法人日本近代五種協会
スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間不祥事等なく外部調査委員会を設置していない 不祥事案等発生した場合には、総務委員会及び倫理委員会で対応することとなっているが、両委員会の構成については、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者や弁護士を登用し運用している。	1 組織運営の中長期基本計画 2 会則
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	現在、当協会の地方組織は3団体（東京、埼玉、大阪）のみであり、定款及び会則、加盟団体規程等により加盟団体に関する規程が定められている。 加盟団体規程により、本協会が加盟団体等を適切に管理している。加盟団体のうち東京都は警視庁、埼玉県は防衛省の選手や関係者が主となり、当協会に多くの役員や専門委員が配置されている。それらのことから当協会の方針等が加盟団体の組織運営及び業務執行に反映される体制が構築されている。具体的には加盟団体の役員が出席する理事会において毎回「勉強会」を開催しており、組織運営及び業務執行、コンプライアンス教育等の指導、助言を行っている。	1 組織運営の中長期基本計画 2 定款第4章第12条 3 会則第2章第6条
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	加盟団体規程等により、本協会から加盟団体に対し、必要な情報及び理事会決定事項等の協会方針について情報共有することとなっている。また現在、主要加盟団体の役員については、そのほとんどが当協会の役員又は専門委員として活動していることから、NFの各事業内での研修会等に参加している。	1 本協会役員名簿 2 定款第4章第11条 3 会則第2章第6条 4 加盟団体規程